

公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）について

地方独立行政法人法（平成15年法律118号）第25条及び第78条の規定に基づき、別紙のとおり「公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）」を取りまとめた。

○中期目標の趣旨

中期目標は、地方独立行政法人が一定の期間において達成すべき業務運営に関する目標で、当該法人の設立団体の長が定めて、法人に指示する。

なお、指示を受けた法人は、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

○中期目標の期間（公立大学法人の場合）

6年間

○中期目標に定める事項（ " " ）

- （1）中期目標の期間
- （2）業務の質の向上に関する事項
- （3）業務運営の改善及び効率化に関する事項
- （4）財務内容の改善に関する事項
- （5）自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- （6）その他業務運営に関する重要事項

○中期目標の策定手続き（ " " ）

あらかじめ当該法人及び地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定める。

(参考)

地方独立行政法人法抜粋

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略

公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）の概要

I 基本的な目標、期間等

（基本的な目標）

公立大学法人岡山県立大学は、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念として、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

1 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	保健福祉学部 情報工学部 デザイン学部	研究科	保健福祉学研究科 情報系工学研究科 デザイン学研究科
-----	---------------------------	-----	----------------------------------

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育の成果に関する目標

- ・ 学士教育においては、地域社会における人々の健康の増進と福祉の充実に貢献する人材の育成、情報技術の活用による人間を中心に据えた社会の形成に貢献できる技術者の育成、多様で社会化志向の強いデザイナーを育成する。
- ・ 大学院教育においては、保健福祉・情報・デザインの各分野の優れた指導者、管理者、実践者や高度な見識を備えた教育者、研究者等を育成する。

（2）教育内容等に関する目標

- ・ 学士課程では、時代と社会の様々な要請に的確に対応できる能力を育成し、大学院課程では、高度な専門職に従事する人材、研究者を育成する。

（3）教育の実施体制等に関する目標

- ・ 教職員の適切な配置と専門性の向上、教育環境の整備等に努める。

2 学生への支援に関する目標

（1）学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標

- ・ 学生の視点に立って、学習活動等を支援するほか、生活相談、健康管理、就職対策等に係る支援体制並びに経済的支援及び留学生に対する各種支援の充実に努める。

3 研究に関する目標

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 研究成果を広く発信するとともに、地域の課題や社会の要請に的確に応えるための調査研究活動に取り組む。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標

- ・ 研究成果が地域社会に還元される研究体制等の整備と、教員の研究能力の向上に取り組む。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標

（1）地域貢献に関する目標

- ・ 地域共同研究機構を窓口として、大学の持つ財産を地域に還元する取組を推進する。また、高校と大学との連携を強化する。

（2）産学官連携の推進に関する目標

- ・ 地域共同研究機構を核として、産学官連携の充実に努める。また、岡山TLOと技術移転のための緊密な連携を図り、研究成果の地域への還元を努める。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 運営体制の改善に関する目標
 - ・ 理事長（学長）が、責任ある意思決定を迅速に行い、競争原理に基づいた効率的な資源配分を行うとともに、継続的な業務運営の改善を図る。
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標
 - ・ 自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、教育研究組織を見直す。
- 3 人事の適正化に関する目標
 - ・ 非公務員型の長を十分生かした柔軟で弾力的な制度の構築と、能力・業績等が適切に反映される制度の導入により教員の意欲の向上を図る仕組みを確立する。
- 4 事務等の効率化、合理化に関する目標
 - ・ 事務組織及び業務等について不断の見直しを行う。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標

- 1 自己収入の増加に関する目標
 - ・ 競争的研究資金への取組や共同研究・受託研究への取組等を進め、外部研究資金等を積極的に導入する。
- 2 資産の管理運用に関する目標
 - ・ 施設の有効かつ効率的な活用に努めるとともに、大学施設の地域開放を拡大する。さらに金融資産の効率的、効果的な運用を図る。
- 3 経費の抑制に関する目標
 - ・ 予算の効率的・弾力的執行により、管理的経費の節減を図る。

Ⅴ 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標

- 1 評価の充実に関する目標
 - ・ 教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施する。また、外部評価を受け業務運営の改善に活用する。
- 2 情報公開の推進に関する目標
 - ・ 大学運営の透明性を確保するため、広報体制の強化を図り、積極的な情報提供に取り組む。

Ⅵ その他業務運営に関する重要事項に関する目標

- 1 施設設備の整備に関する目標
 - ・ 長期的視点に立った施設設備の整備計画を策定する。
- 2 安全衛生管理に関する目標
 - ・ 安全衛生管理を計画的に行うとともにその体制を確立する。
- 3 人権に関する目標
 - ・ 教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を実施する。

公立大学法人岡山県立大学

中期目標（案）

目 次

I	基本的な目標、期間等	．．．．． P 1
II	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	．．．．． P 1
III	業務運営の改善及び効率化に関する目標	．．．．． P 4
IV	財務内容の改善に関する目標	．．．．． P 5
V	自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供 に関する目標	．．．．． P 6
VI	その他業務運営に関する重要事項に関する目標	．．． P 6

公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）

（前文）

岡山県は、県立大学が自主的、自律的な運営のもと、将来にわたって県民の期待にこたえる魅力ある大学として発展するよう、平成19年4月に地方独立行政法人へ移行させ、ここに、平成24年度までの中期目標を指示するものである。

I 基本的な目標、期間等

公立大学法人岡山県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とする。

この理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	保健福祉学部 情報工学部 デザイン学部
研究科	保健福祉学研究科 情報系工学研究科 デザイン学研究科

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」という基本理念のもと、高度な専門性と豊かな人間性を身に付けた人材を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士教育

- (ア) 保健福祉学部においては、高度で多様な能力を有し、地域社会における人々の健康の増進と福祉の充実に貢献する人材を育成する。
- (イ) 情報工学部においては、情報技術を活用して、人間を中心に据えた社会の形成に貢献できる技術者の育成を目指す。
- (ウ) デザイン学部においては、あらゆる人間生活の場で、文化面での質を向上させる多様で社会化志向の強いデザイナーを育成する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健・医療・福祉分野において、社会の要請に応えうる新しい知識や理論を修得する教育研究を行い、優れた指導者、管理者、実践者等を育成する。

【博士後期課程】

人間の健康問題を生命・栄養・看護・福祉など多方面から科学的に解明するとともに、これら諸分野の学術的な拠点を構築し、保健と福祉に関する諸問題を解決できる高度な見識を備えた教育者、研究者を育成する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

情報工学とその関連分野である電子、通信、機械工学等の高度な知識と、柔軟な応用力をもつ技術者、研究者を育成する。

【博士後期課程】

専門分野の深化と統合に留まらず、これを未知の分野に応用し、新たな問題発掘とその解決に指導的な役割を果たせる教育者、研究者、技術者を育成する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

デザイン理論の深化によるデザイン学の確立を目指すとともに、多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術と総合的視野を備えた指導的実務者、研究者としてのデザイナーを育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

全学及び各学部・学科並びに大学院各研究科・専攻における入学者受入方針を明確化するとともに、それに対応した入学者選抜試験を実施する。

イ 教育課程

学士課程では、全学教育科目と学部教育科目の間で教育内容の連携を図りながら、時代と社会の様々な要請に的確に対応できる能力を育成する。

大学院課程では、学士課程との連携を保ちながら専攻分野に関する広範な専門知識の研究指導を行い、高度な専門職に従事する人材、研究者を育成する。

ウ 教育方法

学士課程では、専門教育への準備不足の対応としての高大接続教育、入学前教育及び全学教育を充実するなど、授業の理解度を深め、豊かな人間性を培う教育方法を工夫する。

大学院課程では、広い視野に立って、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する人材を養成する観点から、教育目的と修了生像を明確にした研究指導を行う。

エ 成績評価

学生の学修効果を高めるため、成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価に取り組む。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の配置等

学生に質の高い教育を実施し、教育目標を効果的に達成するため、適切な教職員配置と専門性の向上に努める。

イ 教育環境の整備

学生の学修効果を高めるため自習環境、附属図書館機能等の教育環境の整備・充実を図る。

ウ 教育の質の改善

学生に質の高い教育を提供するため、授業内容、授業方法等の改善に資する研修、研究を組織的に行う。

2 学生への支援に関する目標

キャンパス・マネージャー（学生企画提言委員）の意見等を生かしながら、学生が有意義な大学生活を送れるよう学生の学習、生活、就職、経済面等に対する支援の充実を図る。

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標

利用者である学生の視点に立って、学生の自主的な学習活動や課外活動を支援するほか、生活相談、健康管理、就職対策等に係る支援体制の充実を図る。

(2) 経済的支援に関する目標

学資が十分でない学生に対して、学業に専念できるよう経済的な支援の充実を図る。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標

国際社会に開かれた大学として、外国人留学生の受入を進めるほか、各種支援の充実に努める。

3 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

ア 教員自らの研究水準を高め、研究成果を国内的及び国際的に広く発信する。

イ 地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、県民福祉の増進、文化の向上、産業の発展、地域振興等に寄与する調査研究活動に取り組む。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

教員の研究活動が促進されるとともに、研究成果が地域社会に還元される研究体制等の整備と教員の研究能力の向上に取り組む。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

地域共同研究機構を窓口として、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する全学横断的な取組を推進する。

また、高校と大学との連携を強化する取組を積極的に進める。

(2) 産学官連携の推進に関する目標

地域共同研究機構を核として、大学の研究内容等を情報発信するフォーラムの開催や企業訪問等により、産学官連携の充実を図る。

また、岡山TLOと技術移転のための緊密な連携を図りながら、研究成果の地域への還元に努める。

(3) 国際交流に関する目標

国際化に対応する人材を育成するため、国際交流協定を締結している外国の大学との間で、学生や教員の相互派遣等による教育・研究交流を推進する。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標

県内の大学が地元経済界、自治体と連携・協力し、地域の教育・学術研究の充実・発展を図るとともに、産学官連携による活力ある人づくり・街づくりに取り組む大学コンソーシアム岡山の活動に参画する。

また、県内の他大学の大学院と連携して、教育・研究を拡充する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

戦略的、機動的な大学運営を行うため、理事長（学長）が、その指導力、統率力を発揮して、責任ある意思決定を迅速に行い、全学的な業務を的確に遂行するための仕組みを整える。

また、学部等においても、大学全体としての方針に基づいて、それぞれの教育分野の特性にも配慮した運営体制を構築する。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

理事長（学長）のリーダーシップのもと、法人の目的を達成するため、法人が特に力を入れる分野・領域を選定し、競争原理に基づいた効率的な資源配分を行う。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

大学の活動内容が広く住民に周知され、住民や地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学情報の積極的な提供、外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。

- (4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進
各種評価制度や監事による業務監査を活用し、継続的な業務運営の改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究活動が、時代の変化や地域社会の要請に柔軟に対応できるよう自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、教育研究組織を見直すとともに適切な教員配置を行う。

3 人事の適正化に関する目標

- (1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の構築
法人の自主的・自律的な運営により教育研究活動や学外での地域貢献活動を活性化させるため、非公務員型の特長を十分生かし、柔軟で弾力的な制度を構築する。
- (2) 能力・業績等を反映する制度の確立
教員の能力・業績等が適切に反映される制度を導入することにより、教員の意欲の向上を図る仕組みを確立し、教員の資質向上、ひいては教育研究の活性化に資する。
- (3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築
学部を越え、全学的な視点に立った戦略的・効果的な教員人事を行うとともに、公正性、透明性、客観性が確保される制度を構築する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

効率的かつ合理的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含め、事務組織及び業務等について不断の見直しを行う。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

- (1) 学生納付金
入学金・授業料等の学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、他大学の動向、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。
- (2) 外部研究資金等の獲得
教育・研究に係る水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の獲得に努める。
このため、科学研究費補助金をはじめとする文部科学省及び厚生労働省等の競争的研究資金への取組や産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究への取組等を進め、外部研究資金等を積極的に導入する。
- (3) その他の自己収入確保
大学資源の有効活用により、自己収入確保に向けた取組を推進する。

2 資産の管理運用に関する目標

教育・研究の水準の向上の視点に立って、施設の有効かつ効率的な活用に努めるとともに、適正な維持管理を図る。

また、地域貢献の一環として、教育・研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を拡大する。

長期的かつ経営的視点に立った金融資産の効率的・効果的な運用を図る。

3 経費の抑制に関する目標

自律的な大学運営を行う上で、予算の効率的・弾力的執行により、管理的経費の節減を図る。

また、教職員一人ひとりのコスト意識の啓発を図る。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、大学の自己点検・評価体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。

また、外部評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開の推進に関する目標

公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供に取り組む。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標

1 施設設備の整備に関する目標

長期的視点に立った施設設備の整備計画を策定し、省エネルギー等にも配慮した整備を推進する。

2 安全衛生管理に関する目標

教育研究現場での安全を確保し、快適な修学環境・職場環境を形成するために、安全衛生管理を計画的に行うとともにその体制を確立する。

3 人権に関する目標

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

○ 中期目標における用語解説

P 2 : 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー(admission policy))

受験生に求める能力、意欲、適性、経験などについて、大学の考えをまとめた基本的な方針

P 2 : 全学教育科目

いわゆる一般教養科目のことで、専門科目(学部教育科目)を修得するうえで、学問全体を見渡して位置づけを理解するため、全学教育科目という。

P 4 : 地域共同研究機構

地域社会や行政機関との連携を深め、科学技術・産業の振興を図るとともに、豊かな地域づくりを全学横断的に実施するため、平成17年10月に学内3つの地域貢献組織を統合して設置した。

P 4 : 岡山TLO (Technology Licensing Organization)

大学等及び公設試験研究機関等の研究成果の発掘・評価並びに特許化(特許権等知的財産の取得)、企業への技術移転(提供又は譲渡)を行う機関として、平成16年4月、(財)岡山県産業振興財団内に設立された。

P 4 : 国際交流協定

国際化に対応する人材を育成するため、学生や教員の相互派遣等の教育交流について本学と外国の大学間において交わした協定。

[英国]セント・アンドリュース大学(平成8年3月締結)

[英国]ウェールズ大学バンガー校(平成8年3月締結)

[韓国]又松(ウソン)大学(平成17年1月締結)

P 4 : 大学コンソーシアム岡山

県内の高等教育機関の連携と相互協力により、持てる知的資源を積極的に活用し、また、地域社会及び産業界との緊密な連携推進によって、「時代に合った魅力ある高等教育の創造」と「活力ある人づくり・街づくりへの貢献」を目指す。具体的には、県内に所在する15大学すべてが連携し、単位互換、社会人教育、産学官連携等に取り組む。

P 5 : 科学研究費補助金

さまざまな研究費のうち「研究者の自由な発想に基づくもの(学術研究)」に対して文部科学省、日本学術振興会が助成する補助金。この補助金は、あらゆる分野の優れた学術研究を格段に発展させることを目的とする日本の代表的な競争的資金(研究者などから提案された研究開発課題について、事前審査を経て配分される資金)であり、我が国の研究基盤を形成していくための基幹的経費。